文書番号：F400/PR/05

NKKKQA

JFS-C 認証ロゴマークの使用規則

制定日：2016 年 10 月 14 日

改訂日：2018 年 09 月 20 日

日本海事検定キューエイ株式会社
NKKKQA
〒108-0023 東京都港区芝浦2-14-9 海事ビル3階
TEL 03-5427-2505(代) FAX 03-5427-6307
E-mail：nkqa@nkkkqa.co.jp

制定・改訂履歴　　作成部：審査部食品安全担当

制定改訂 年月日	改訂条項/理由	承認者 部長	審査者 食品事業 推進室長	作成者 FSMS 管理者層
2016.10.14	初版発行	植草	大橋	福田
2016.12.13	JFS-C ロゴマーク変更（JFS-E-C → JFS-C）	植草	大橋	福田
2016.12.31	4 項に白黒表示のデザインマニュアルを追加	植草	大橋	福田
2018.09.20	文言の修正	植草	大橋	福田

1. 目的

この規則は、NKKKQAにより認証された組織（以下認証組織という）がJFS-C認証ロゴマークを使用する条件について定める。

2. JFS-C認証ロゴマークの使用条件

認証組織は、認証の有効期限内において、「JFSM ロゴマークデザインマニュアル」及び、次の条件に従い、認証を受けた規格に関する説明書、宣伝用資料、封筒、名刺等の印刷物、ウェブサイト等にJFS-C 認証ロゴマークを使用することができる。

a) NKKKQA 認証マークと併存させることも可とし、認証機関のマークの大きさと異なっていないこと。

b) 製品、ラベル又は包装に JFS-C 認証ロゴマークを使用しないこと。また、認証組織の製品、プロセス又はサービスが認証又は許可されたような方法、及び、その他の誤解させる方法で、JFS-C 認証ロゴマークを使用しないこと。

c) 製品、ラベル又は包装に“JFS-C 認証を取得している”、“JFS-C 認証を取得した会社で製造している”旨の記載をしないこと。

d) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用はしないこと。

e) JFS-C認証ロゴマークは、デザインに変更（組み換え等）を加えて使用しないこと。

f) JFS-C認証ロゴマークを縮小又は拡大して表示する場合は、清刷の縦横比を維持し、これを変更しないこと。

3. 清刷の管理

a) 提供した清刷は適切に管理すること。

b) 他社に清刷の複製を提供した場合、提供を受けた者に、清刷りの適切に管理するよう要求しなければならない。

4. JFSMロゴマークデザインマニュアル

解像度や色調など品質の低下を招かないよう適切に清刷りを複製して使用しなければならない。

一般財団法人 食品安全マネジメント協会　登録証用ロゴデザイン **C 規格 pattern-2**



プロセスカラー：● M100+Y100
RGB：● R230+B18
特色：● TOYO COLOR FINDER **CF10101**



プロセスカラー：● BL100
RGB：● R35+G24+B21
特色：● TOYO COLOR FINDER **CF97C** 墨

プロセスカラー：● C70+M10
RGB：● R29+G173+B229＊
特色：● TOYO COLOR FINDER **CF10390**
＊Adobe Illustrator 上での変換値です

一般財団法人 食品安全マネジメント協会　登録証用ロゴデザイン **A 規格 pattern-2**（白黒印刷用指定）
B 規格／C 規格も同様です
＊左右寸法は 12mm 以上での使用を推奨



TOYO COLOR FINDER **CF97C** 墨 50%



TOYO COLOR FINDER **CF97C** 墨 65%



TOYO COLOR FINDER **CF97C** 墨 100%

※白黒のデザイン例として、JFS-Aを用いている。

一般財団法人 食品安全マネジメント協会　登録証用ロゴデザイン **規格使用フォント**

JFS-E-C ＢＣＤＥＦＧＨＩＪＫＬＭＮ
JFS-E-C ＯＰＱＲＳＴＵＶＷＸＹＺ
JFS-E-C ａｂｃｄｅｆｇｈｉｊｋｌｍｎ
JFS-E-C ｏｐｑｒｓｔｕｖｗｘｙｚ
JFS-E-C １２３４５６７８９０

5. 義務

a) 本使用規則を遵守するとともに、認証の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、ロゴマークの信用またはイメージを損なう恐れのある一切の行為を行ってはならない。

b) 第三者がロゴマークの著作権やその他権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに JFSM に通知する義務を負う。

c) ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判または訴訟等について対応を当法人と協議して決定するものとし、係争、審判または訴訟等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む）は、ロゴマーク使用者が負担するものとする。

d) ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該ロゴマーク使用者がその損害について責任を負うものとし、NKKKQA 及び JFSM は一切の損害、損失及び責任を負わないものとする。

e) NKKKQA 及び JFSM から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告、使用物の提出等を行うものとする。

6. 認証の一時停止・取消し時および認証範囲の縮小後の処置

a) 認証の一時停止となった認証組織は、一時停止期間中、認証を引用しているすべての広告物の使用を中止しなければならない。
ウェブサイトにJFS-C認証ロゴマークを使用している場合は、JFS-C認証ロゴマークは削除しなければならない。

b) 認証の取消しとなった認証組織は、認証の取消し時点以降、JFS-C認証ロゴマークを使用できない。また、JFS-C認証ロゴマークを使用した文書などは廃棄すること。

ウェブサイトにJFS-C認証ロゴマークを使用している場合は、JFS-C認証ロゴマークを削除しなければならない。
また、当該廃棄を完了した旨の、文書を提出すること。

7.違反に対する処置

認証組織が本規定に違反した場合、NKKKQAは、警告、是正処置、JFS-C認証ロゴマークの使用禁止、認証の取消し、違反の公表、法的措置等の適切な処置を講ずる。

8.関連文書

JFS-C認証ロゴマーク取扱に係る要求事項